

専門部会の経緯・検討事項

- 商慣習検討委員会の開催 (H30.7～9)
 - 食品流通段階での商慣習を見直すため、食品製造・卸売・小売業者で構成
 - ・「飲料及び賞味期間180日以上菓子について納品期限を1/3から1/2への緩和する方針を了承
- 商慣習検討専門部会の設置 (H30.11)
 - 学識経験者、消費者団体に新たに参画していただき、検討委員会を発展させる形で「富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」に設置
 - ＜第1回会議 (H31.2)＞
 - ・「飲料及び賞味期間180日以上菓子について納品期限を1/3から1/2への緩和する方向で一致
 - ・この取り組みを対外的にアピールする事に賛同
 - ＜第2回会議 (H31.3)＞
 - ・第1回会議の内容を踏まえた共同宣言案について意見交換・採択

商慣習見直し等に関する共同宣言 (H31.3.29)

食品流通段階でのいわゆる「1/3ルール」などの商慣習は食品ロス発生の大きな要因とされている。
こうした商慣習は、個々の取組みでは解決が難しく、食品関連事業者、消費者、行政が互いに連携し、消費者の理解のもと、フードチェーン全体で解決していくことが必要であることから、富山県では、事業者、消費者、行政それぞれが次の役割を果たし、全国に先駆けて商慣習の見直しに取り組むことを宣言



商慣習見直しの推進のための方策

1. 取組事業者の拡大
 - ＜食品ロス削減のための商慣習見直し宣言事業者の募集＞
 - 食品ロス削減のための商慣習見直しの取組みの加速化を図るため、平成31年4月から納品期限の緩和など商慣習見直しに取り組む事業者の募集を開始
 - ＜小売店における商慣習見直し取組促進事業＞
 - 商慣習見直し宣言事業者が取り組む期限間近商品を販売するコーナーの周知やイメージアップに要する経費を支援



2. 消費者の理解の促進
 - ＜消費者向け啓発用CM制作・放送＞
 - 商慣習見直しの推進のためには、事業者の取組み促進とともに、消費者意識の改善が必要であるため、消費者向けの啓発用CMを制作・放送
 - ＜食品ロス削減のための買い物かご啓発シート＞
 - 日頃の買い物方法を見直す機会を創出するため、スーパー等の買い物かごの底に鮮度志向の改善等を啓発するシートを設置



実施期間：令和元年10月1日～10月31日
(食品ロス削減月間において集中的に啓発を実施)
実施店舗：期限間近商品の優先購入キャンペーン実施店舗 約140店舗

- ＜商慣習見直しフォーラムの開催＞

日時：令和元年7月2日(火)15:00～17:00
参加者：約180名
内容：式典(商慣習見直し宣言事業者への登録証(盾)の交付)
商慣習見直しをテーマにした基調講演、パネルディスカッション

- ＜消費者向け啓発イベントの開催＞

日時：令和元年8月3日(土)13:30～15:30
参加者：約150名
場所：内容：イオンモール高岡1階
【第1部 First Action/イオンスーパー前催事場】
商慣習見直し行動PR、食品ロス削減に取り組む団体の表彰、啓発グッズ配布
【第2部 普及啓発イベント/セントラルコート】
ステージイベント(トークイベント、クイズ大会、マジックショー)
パネル展示、すっきりんごちやん紙芝居・ぬりえ・おりがみコーナー 等



食品ロス削減のための商慣習検討専門部会の概要

推進県民会議

- <設置目的、協議事項等>
- ・県・市町村、関係団体の連携・協議・情報共有
 - ・削減推進方策の検討・実践
 - ・削減に向けた目標の設定

商慣習の見直しは
専門部会で検討

商慣習検討専門部会

- <設置目的、協議事項等>
- ・商慣習の緩和に向けた方策
 - ・取組み事業者の拡大に向けた方策
 - ・対象品目の拡大に向けた方策

今後のスケジュール(案)

第1回部会

- <開催日>
平成31年2月8日
- <協議内容等>
- ・商慣習検討委員会の結果報告
 - ・検証事業の結果報告
 - ・商慣習見直しの方向性に関する意見交換

第2回部会

- <開催日>
平成31年3月29日
- <協議内容等>
- ・商慣習見直し共同宣言について

専門部会の結果を報告

第5回県民会議

(平成31年3月29日)

第3回部会

- <開催時期(予定)>
令和元年10月11日
- <協議内容等>
- ・商慣習見直しの取組みの推進に向けた事業の検討
 - ・各企業の取組状況及び新たな課題

専門部会の結果を報告

第6回県民会議

(令和元年12月11日(予定))

第4回部会

- <開催時期(予定)>
令和2年2月頃
- <協議内容等(予定)>
- ・各企業の取組み状況及び新たな課題
 - ・事業者拡大に向けた方策の検討
 - ・対象品目の拡大に向けた検討

専門部会の結果を報告

第7回県民会議

(令和2年3月頃)

対象品目

- 飲料・賞味期間180日以上の菓子
- 専門部会参画事業者
- 見直しに向けた社内調整などの準備

対象品目及び
取組み事業者の拡大

食品ロス削減のための商慣習見直し等に関する共同宣言

富山県では、豊かで美しい自然環境を守り育て、県民の大切な財産として次の世代に引き継ぐため、県民、事業者、関係団体、行政が連携して、全国に先駆けた県内全域でのレジ袋無料配布の廃止や、「とやまエコ・ストア制度」の創設、法制度のモデルとなった富山型使用済小型家電リサイクルの実施など、県民総参加による幅広い取組みを実施してきました。また、平成28年に本県で開催された「G7富山環境大臣会合」で「富山物質循環フレームワーク」が採択され、「G7伊勢志摩首脳宣言」にも盛り込まれたことを受け、平成29年に「富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を設置し、県をあげて食品ロス等の削減に向けた運動に取り組んでいるところです。

本県では、食品廃棄物は年間約17万トン、食品廃棄物のうち、食品ロスは約4.3万トンで、その約4割は事業者から排出されており、食品流通段階でのいわゆる「1/3ルール」などの商慣習は食品ロス発生の大きな要因とされています。こうした商慣習は、個々の取組みでは解決が難しく、食品関連事業者、消費者、行政が互いに連携し、消費者の理解のもと、フードチェーン全体で解決していくことが必要です。このため、富山県では、事業者、消費者、行政それぞれが次の役割を果たし、全国に先駆けて商慣習の見直しに取り組めます。

- 1 事業者は、納品期限や販売期限に関する、いわゆる「1/3ルール」の見直し、賞味期限の延長や年月表示化等それぞれの実情に応じた取組みを行い、食品流通段階での食品ロスの発生を防ぎます。特に、「1/3ルール」については、まず「飲料および賞味期間180日以上の子葉」について納品期限を1/2に見直す方向で取組みを進め、今後、対象品目の拡大や取組み事業者の増加に努めます。
- 2 消費者は、事業者の取組みを理解し、すぐに食べる食品は期限の近いものから購入すること、賞味期限と消費期限の違いを認識すること、店舗でのある程度の欠品を許容することなど、過剰な鮮度志向の改善や食品ロスを防止する効果的な買い物の実践に努めます。
- 3 行政は、事業者の商慣習見直しや消費者の取組みの促進について、積極的に普及啓発を行い、参画いただく事業者の拡大や県民の機運の醸成に努めます。

また、これらの取組みとともに、やむを得ず発生する食品廃棄物については、飼料や肥料への利用、エネルギーの回収利用などを進め、引き続き、事業者、消費者、行政が連携し、その削減に努力していきます。

富山県では、県民が一丸となって商慣習の見直しに取り組み、食品ロス・食品廃棄物削減運動のフロントランナーとして、こうした取組みを全国に発信し、我が国全体の食品ロス・食品廃棄物の削減につなげていくことをここに決意し、宣言します。

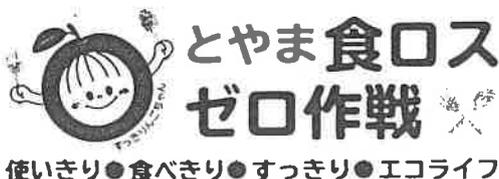
平成31年3月29日

富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議

会長 石井 隆一

食品ロス削減のための商慣習検討専門部会

座長 牛久保 明邦



食品ロス削減のための商慣習見直し宣言事業者の登録状況について

令和元年9月末現在 登録事業者：22者

<製造業>5者

北陸コカ・コーラボトリング株式会社
株式会社 トンボ飲料
株式会社 四十物昆布
日の出屋製菓産業株式会社
株式会社 北越



商慣習見直し宣言事業者登録証（盾）

<卸売業>3者

アイディック株式会社
北陸中央食品株式会社
カナカン株式会社

<小売業>14者

株式会社 大阪屋ショップ
アルビス株式会社
三幸株式会社
ユニー株式会社 北陸営業部
イオンリテール株式会社北陸信越カンパニー
富山県生活協同組合連合会
富山県生活協同組合
CO・OP とやま
有限会社こしだスーパー
株式会社 三喜有
島屋株式会社
株式会社ヒラキストア
株式会社 JA ライフ富山
株式会社 PLANT（滑川店）



R1.7.2 食品ロス削減のための商慣習見直しフォーラム



商慣習見直し宣言事業者 募集中!

食品流通段階における納品期限や販売期限に関する1/3ルール等の商慣習は、食品ロス発生の大きな要因となっています。このため、富山県では、商慣習の見直し（納品期限の緩和、販売期限の延長など）に取り組む食品関連事業者を募集しています。

たくさんのご応募
お待ちしております



1/3ルールへの挑戦

- 県のHP等で事業者の取組みを紹介します。
- 納品期限切れ・販売期限切れによる廃棄の削減が期待されます。
- 食品ロス削減に配慮した販売を実践している企業としてのイメージアップにつながります。
- 廃棄や商品管理に係る労務の縮小による作業効率の向上が期待されます。

対象事業者

富山県内の食品関連事業者
(製造、卸売、小売)

募集期間

通年で募集

登録要件

商慣習見直しに寄与する取組みを1項目以上実施する事業者及び今後実施予定の事業者

「商慣習見直し宣言事業者」登録申込書

1 基本情報	
☆事業所名(屋号)	代表者
住所	〒 _____ 電話 (____) _____
連絡先	担当者名 _____
	電話 _____ FAX _____
	電子メール _____ @ _____
☆事業所ホームページ	http:// _____ https:// _____
★事業区分	製造 <input type="checkbox"/> 食品製造業
	卸売 <input type="checkbox"/> 食品卸 <input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> 野菜・果物 <input type="checkbox"/> 食肉・鮮魚 小売 <input type="checkbox"/> 菓子・パン <input type="checkbox"/> 直売所・道の駅 <input type="checkbox"/> その他食料品小売店 (_____)

注1 個人事業者は☆事業所(屋号)に個人名をご記入ください。
 注2 ★印の内容は、ホームページに情報を掲載させていただきます。
 ☆印の内容について掲載を希望されない場合は右欄に×をつけてください。空欄の場合は情報を掲載させていただきます。
 注3 本社等で一括申請される場合は、店舗名、所在地等がわかる資料を添付してください。

掲載 不可	
----------	--

2 取組内容			
製造業	<input type="checkbox"/> 賞味期限の延長(包装資材の開発等) <input type="checkbox"/> 賞味期限の年日表示化 <input type="checkbox"/> その他(_____)		
卸売業 小売業	☆緩和している品目に○をつけてください。		
	納品期限	販売期限	
	①飲料		
	②菓子(賞味期限180日以上)		
	③菓子(賞味期限180日未満)		
	④一般食品(麺類、レトルト、スープ、調味料など)		
	⑤その他(_____)		
	⑥洋日配(牛乳、乳製品、デザート等)		
	⑦和日配(練物、水物、麺類、漬物等)		
	⑧パン・和菓子(食パン、菓子パン、和菓子等)		
⑨その他(_____)			

注 取組内容について、別途お問い合わせいただく場合があります。

申込方法

申込書にご記入いただき、
①郵送 ②FAX ③Eメール ④持参
のいずれかの方法で下記申込先へご提出
ください。

申込先

富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議事務局
 〒930-0004 富山市桜橋通り5-13富山興銀ビル(富山県農産食品課内)
 TEL: 076-444-3282
 FAX: 076-444-4410
 E-mail: anousanshokuhin@pref.toyama.lg.jp
 -5-

